

飯塚市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱

平成18年12月6日

飯塚市告示第204号

改正 H22-51、H26-372、R2-359

(趣旨)

第1条 飯塚市地域介護・福祉空間整備等補助金(以下「補助金」という。)の交付については、厚生労働省が定める地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱、同交付要綱(以下「厚生労働省通知」という。)、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)、飯塚市社会福祉法人の助成手続に関する条例(平成18年飯塚市条例第114号)及び同条例施行規則(平成18年飯塚市規則第216号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(H22-51一改)

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、厚生労働省通知に規定する施設等の整備事業を行う法人のうち次の各号のいずれにも該当しないもので、市長が適当と認める法人とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等(役員及び役員でない施設又は事業所の管理者又は施設の長をいう。以下同じ。)となっている者
- (3) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - ア 暴力団員が事業主又は役員等に就任している者
 - イ 暴力団員が実質的に運営している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

(H26-372全改)

(交付の要件等)

第3条 市長は、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第64号)及び同法施行規則(平成元年厚生省令第34号)の規定に基づ

く市町村整備計画等を策定し、国に対して前条に規定する施設等の整備事業に係る地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等の交付申請を行うものとし、交付決定があった場合に限り、補助金の交付を行うものとする。

2 前項の場合において、次に掲げる経費については、交付申請の対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用
(H22-51、R2-359一改)

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の交付決定額の範囲内の額とする。

(補助金の申請及び交付決定)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が定める日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 施設整備等申請額算出内訳書
- (4) 施設整備工事(事業)着手届出書
- (5) 工事等着手報告書又は事業(設備整備)着手報告書
- (6) 誓約書(ただし、市長が特に認めた場合については、この限りでない。)
(H26-372追加)

- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料
(H26-372線下)

2 市長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付に当たり付する条件は、厚生労働省通知の例による。

(変更申請等)

第7条 第5条第2項の規定による決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業の内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長と協議の上、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金変更(中止・廃止)申請書
- (2) 事業変更計画書
- (3) 施設整備等変更申請額算出内訳書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

2 市長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、変更を認めるときは、補助金変更(中止・廃止)決定通知書により交付決定者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、介護保険事業者等の指定を受けられる見込みが無くなったとき、又はその指定を取り消されたときは、決定の取消しを行うものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して1月を超えない日又は補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年の4月5日のいずれか早い日(補助事業が複数年度にわたる場合にあっては、補助事業の完了の日から起算して1月を超えない日)までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金事業実績報告書

(2) 事業実績報告書

(3) 施設整備等確定額算出内訳書

(4) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項、様式は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成22年3月10日 告示第51号)

この告示は、告示の日から施行し、平成22年3月1日から適用する。

附 則(平成26年10月30日 告示第372号)

この告示は、告示の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(令和2年11月16日 告示第359号)

この告示は、告示の日から施行する。